

平成23年3月11日

各 都道府県 { 難病対策課
災害対策課 } 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への
医療の確保体制について

本日午後14時46分頃に東北地方太平洋沖を震源とする地震が発生したところではありますが、人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制については、厚生労働省防災業務計画（別添参照）によることとしているので、社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークの活用など、社団法人日本透析医会との連携により遺漏なきようお取り計らい願うとともに、本文については、貴都県内関係部署への転送方併せてお願い致します。

また、今回の地震により難病相談・支援センターに被害があった場合においては、当方宛速やかに情報提供いただきますようお願い致します。

なお、今後発生する災害においても、同様の手続きをとられるようお願い致します。

照会先

厚生労働省健康局疾病対策課

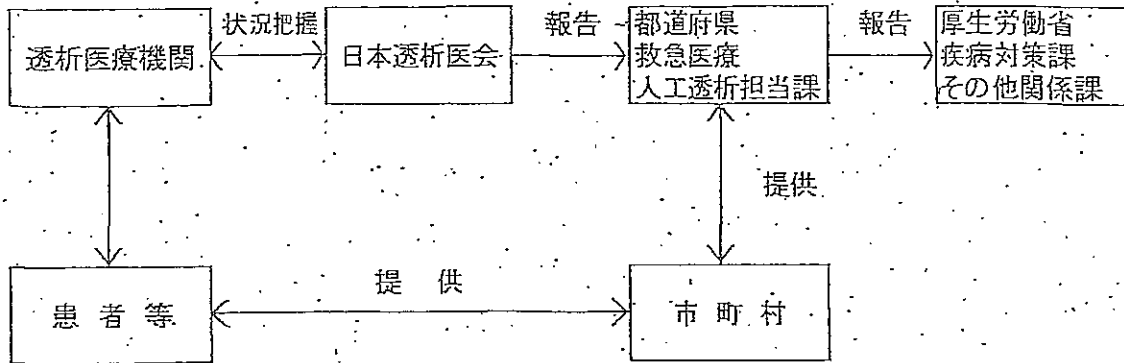
電話：03-3595-2249

FAX：03-3593-6223

担当：難病医療調査係

図6 人工透析の提供体制
(第2編第3章第8節第1関係)

○情報収集



○水、医薬品の確保

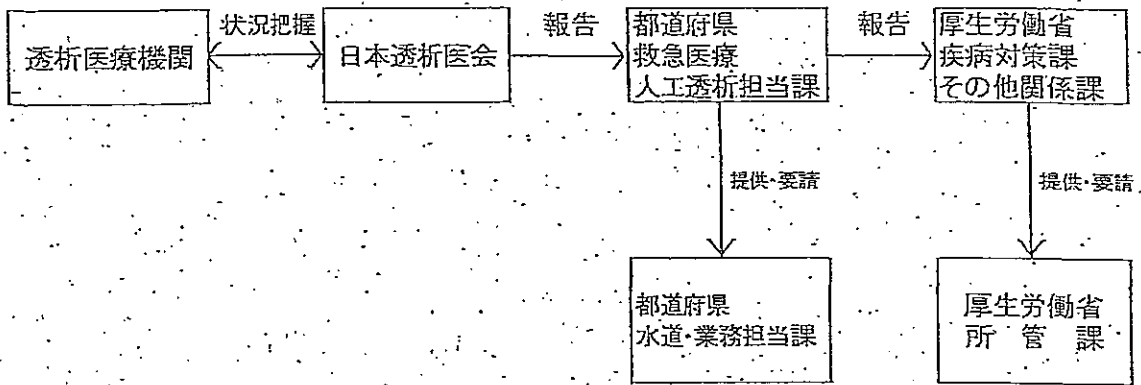
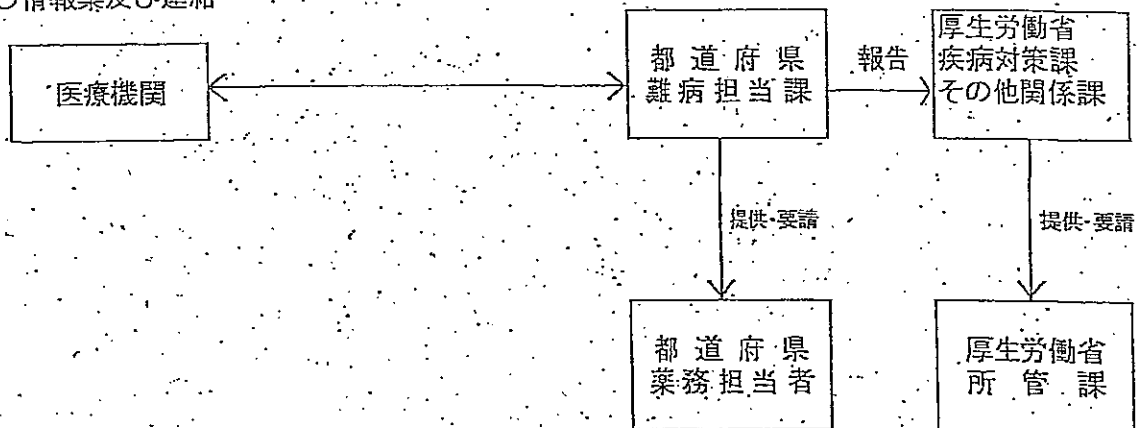


図7 難病患者等への医療の確保体制
(第2編第3章第8節第2関係)

○情報集及び連絡



厚生労働省防災業務計画

(抄)

厚生労働省

第8節 個別疾患対策

第1 人工透析（図6参照）

- 1 人工透析については、慢性腎障害患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要であり、また、透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。

(1) 情報収集及び連絡

社団法人日本透析医学会が、被災都道府県に伝達する被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、被災都道府県・市町村は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、受療の確保を図ること。

(2) 水及び医薬品等の確保

被災都道府県は、社団法人日本透析医学会が提供する透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずること。

- 2 厚生労働省健康局及び医政局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第2 難病等（図7参照）

- 1 難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等（例：ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品）の確保が必要であることから、次の方法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

(1) 情報収集及び連絡

- ① 被災都道府県は、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報紙、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等への確かな情報を提供し、受療の確保を図ること。

また、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これら患者の状況に応じた必要な措置を図ること。

- ② 厚生労働省健康局は、特定疾患対策研究班員を通じて把握した被災地及び近隣における特定疾患患者の受療状況及び主な医療機関の稼働状況について、被災都道府県へ提供すること。

また、厚生労働省健康局は、特定疾患対策研究班員を通じて把握した被災地等の肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）などの疾病予防に関する情報を被災都道府県へ提供すること。

(2) 医薬品等の確保

被災都道府県は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずること。

また、被災都道府県は、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者に必要な電力、必要な物品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずること。

- 2 厚生労働省医政局、健康局及び医薬食品局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第9節 公費負担医療に係る対応

厚生労働省公費負担医療関係部局は、公費負担医療制度対象者の医療を確保する観点から、患者票等を現に所持していない場合等における公費負担医療事務の円滑な実施について、被災都道府県・市町村等に対し、必要な助言等を行う。